



【大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金（令和2年度）】

地球温暖化対策を推進するため

住宅に再エネ・省エネ設備 を設置する方へ費用の補助を行っています

申請受付期間：令和2年5月1日（金）～令和3年3月31日（水）

※土日祝を除く。

受付時間：8：30～17：15

※上記の期間内であっても、申請額が予算枠上限に達した場合はその日をもって受付を終了します。

補助対象設備 ※未使用品に限ります

・**エネファーム（家庭用燃料電池）** ※国補助金対象設備に限る

・**定置用リチウムイオン蓄電池** ※国補助金対象設備に限る

補助金額

補助対象設備設置一件につき一律 **5万円**

※補助対象設備を2種類以上設置する場合は、それぞれが対象となります。

例：エネファームと蓄電池を設置する場合 → 5万円＋5万円＝10万円

補助対象となる方

以下の1から6までの全ての要件を満たす方が、補助の対象となります。

- 次のA、Bのいずれかに該当する者
 - すでに居住している住宅または居住予定の住宅（以下：対象住宅）に補助対象設備を設置する者で、次のいずれかの要件を満たすもの（増設可）
 - 対象住宅の所有権、賃借権等の権限を有すること
 - Aの要件に該当する者の配偶者・2親等以内の親族
 - 市内に新たに対象設備付住宅を購入する方、その配偶者・2親等以内の親族（建売住宅）
- 市税を滞納していないこと。
- 工事請負契約又は売買契約の締結日が令和元年10月1日以降であること。
- 令和2年度中に補助対象設備の設置を完了（電力会社の電力系統との連系を開始）させ、申請受付期間内に申請に係る一連の手続きを完了させることができること。

※電力会社の電力系統との連系を開始させた日を設置完了日と判断します。

5 過去に、同一種類の補助対象設備の設置について、市からの補助を受けていないこと。

6 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

※ 賃貸借の関係にある共同住宅は対象外です。

※ 建物の所有者が申請者と異なる場合（賃借等）は、書面による所有者の設置承諾を受けてください。

裏面につづく

申請方法

設置工事完了後に環境対策課（市役所本庁舎4階）の窓口へ以下の必要書類を提出してください。

※ 郵送は不可です。また、支所では受付を行っていません。

《申請に必要な書類》

- ・大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ・大分市再エネ・省エネ設備設置費補助金交付請求書(様式第3号)

及び以下の書類

- (1) 市税完納証明書（申請の日前3月以内に交付されたものに限る。）
※交付されない場合は「市税滞納調査同意書」を提出してください。
詳しくは大分市税制課（TEL:097-537-5673）までお問い合わせください。
- (2) ア 対象住宅に補助対象設備を設置する場合…補助対象設備の購入に係る契約書
及び当該補助対象設備の設置工事に係る請負契約書又はこれらに準ずる書類
イ 補助対象設備を設置した住宅（新築のものに限る。）を購入する場合…当該住宅の購入に係る契約書又はこれに準ずる書類
- (3) 補助対象設備の概要を説明する書類（設置設備概要書）
- (4) 補助対象設備の設置に係る経費の内訳書（経費内訳書）
- (5) 補助対象設備の設置に係る経費の領収書の写し等
※経費内訳書の合計金額と領収書のコピー金額が一致していることを確認してください。
- (6) 補助対象設備の設置後の住宅のカラー写真
※住宅の全景と設置設備が写っているもの
- (7) 補助対象設備を設置した住宅の場所及びその付近の見取図
※ゼンリン地図等は著作権に注意してください。
大分市 HP から「おおいたマップ」をご利用ください。
- (8) 補助対象設備と電力会社の電力系統との連系が開始されていることを証する書類
（「自家用発電設備等の系統連系に関する契約のご案内」（九州電力株式会社）など）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（場合によっては、住民票等を提出していただくことがあります。）

補助金の申込・問い合わせ先

大分市環境部環境対策課 環境保全担当班

TEL：097-537-5758 FAX：097-538-3302

E-Mail：kankyotai5@city.oita.oita.jp

※本市のホームページにも詳細を掲載しておりますので、そちらも参考にしてください。